和光市　報道発表資料　令和８年１１月６日

タイトル	元職員を被控訴人とする訴訟の判決について 令和７年（ネ）第３４４６号損害賠償請求控訴事件 （原審：令和３年（ワ）第４８２号損害賠償請求事件）

判決日	令和８年１０月２８日（水）
裁判所	東京高等裁判所
当事者	控訴人：和光市 被控訴人：東内京一（和光市元職員）
事件の概要	市は、原審である、さいたま地方裁判所　令和３年（ワ）第４８２号の判決後、市の主張が認められなかったため、令和７年６月１３日に控訴した。 【原審の内容】 市が元職員に対し、「元職員は、ネクストシェアリング株式会社（当時、日本システムサイエンス株式会社）受注に係る定期巡回サービスにおけるシステム導入事業について、成果物が納品されていなかったにもかかわらず、業務は既に完了しているなどと虚偽の説明をして事業委託料を同社に支払う手続を進めさせ、市に損害を生じさせた。」などと主張して、不法行為に基づき、損害賠償金１７２２万６０００円（弁護士費用相当額含む）及び遅延損害金の支払いを求めて、令和３年３月５日に訴訟提起した。 令和７年５月３０日に判決が示された。 【原審の結果】 １　原告の請求を棄却する。 ２　訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は原告の負担とする。 今回、その控訴審である、東京高等裁判所　令和７年（ネ）第３４４６号について、令和８年１０月２８日に判決が示された。

判決の主文	１　原判決を取り消す。 ２　被控訴人は、控訴人に対し、１７２２万６０００円及びこれに対する令和３年３月２４日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。 ３　訴訟費用（補助参加によって生じた費用を除く。）は第１、２審を通じて被控訴人の負担とし、補助参加によって生じた費用は、第１、２審を通じて補助参加人の負担とする。 ４　この判決は第２項に限り仮に執行することができる。
判決に対する市の見解	原審で認められなかった、市の主張は全て認められる結果となった。
問い合わせ先 担　当　課	課　　名　長寿あんしん課 氏　　名　課長　川口　暢 電　　話　０４８－４６４－１１１１（内線２１４５）